フロン回収業者の登録の手引き

藤沢市役所環境総務課

はじめに

藤沢市内において、使用済自動車からフロン類の回収を業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、藤沢市長の登録を受けなければなりません。

有効期限は登録日から５年間となります。フロン回収破壊法で登録を受けられた方は、フロン回収破壊法で最初に登録された事業所の登録日から５年間が有効期限となります。

この手引きは、フロン類回収業者の登録手続き等について説明しております。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

１　使用済自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

なお、フロン類回収業者には引取業者から引き渡され、フロン類の回収が終了した後は、解体業者に引き渡すことになります。

２　引取業者の登録が必要な方は・・・

藤沢市内で、使用済自動車からフロン類の回収を業として行おうとする事業者は、藤沢市長の登録を受けなければなりません。

３　登録手続をするには・・・

藤沢市役所環境総務課

（藤沢市朝日町１－６　Ｄ棟２階　０４６６－５０－３５２９）に、次ページの添付書類を添えて登録申請書を提出してください。

４　登録申請手続

（１）登録申請書の提出

提出部数は、正本１部、副本１部（但し、副本は申請書の控え）としてください。なお、副本はコピーでもかまいません。**受付は平日午前９時から１１時までと午後１時から３時までとなります。**

提出書類

種　類	内　　容
申請書	フロン類回収業者登録申請書（省令様式第三）
添付書類	申請者が法第 56 条第１項各号（第１号から７号まで）のいずれにも該当しないことについての**誓約書**
	申請者が個人である場合は、**住民票の写し**（又は外国人登録証明書）
	申請者が法人である場合は、**登記事項証明書（商業登記法に係るもの）**
	申請者が未成年である場合は、その法定代理人の**住民票の写し**
	フロン類回収設備の所有権（もしくは使用権原）を有することを証する書類
	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

※住民票の写し（又は外国人登録証明書）、登記事項証明書は、発行後３か月以内のもの。

☆登録基準について

○登録を行うには以下の基準を満たすことが必要となります。

・使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
・申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応するものであること。

○また、欠格要件（法第 45 条第１項各号）に該当していないことが必要となります。

（２）登録申請手数料：**４，０００円**

申請書の記載内容について事前に窓口担当者の確認を受けた後に、納付書により庁内派出銀行にてお支払いください。登録通知書は後日お渡しします。

※登録通知書の交付について、郵送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒をご用意ください。

引取業を行うためには、別途（財）自動車リサイクル促進センターが運用する自動車リサイクルシステムへ事業者登録の手続を行う必要があります。

〇自動車リサイクルシステムの登録についての問い合わせ先

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話０５０－３７８６－８８２２

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（コールセンター）

電話０５０－３７８６－７７５５

（財）自動車リサイクル促進センター内

５　登録後のフロン類回収業者の責務は・・・

（１）引取義務

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由※がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなくてはなりません。（法第１１条）

※＜正当な理由とは＞

① 天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
（例：事務所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合）

② 使用済自動車に異物が混入している場合（例：使用済自動車に他のごみが詰められている場合）

③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合。（例：大量一括持ち込みの要請がある場合、乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）

④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合（例：極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合、条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合）

⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（例：盗難車と分かっていて引取る場合、リサイクル料金の支払いがないのに引取りを要請される場合等）

（２）回収したフロン類の引渡義務

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って、自動車製造業者等に引き渡さなくてはなりません。（法第１２条、第１３条、第２２条）

☆フロン類回収基準及び運搬基準は、フロン回収破壊法の基準と同じものとなります。

①フロン類回収基準

一　使用済自動車の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、下表第１の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

表

フロン類の充てん量	圧力
２ｋｇ未満	０．１ＭＰａ
２ｋｇ以上	０．０９ＭＰａ

二　フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者※が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

※十分な知見を有する者とは

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

②フロン類運搬基準

一　回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。

二　フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしないこと。

（３）引渡義務

フロン類回収業者は、フロン類を回収した使用済自動車を、解体業者へ引き渡さなくてはなりません。（法第１４条）

（４）報告義務

使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから３日以内に、電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センター（(財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。

また、毎年度終了後１月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等（下記参照）を、情報管理センター（(財）自動車リサイクル促進センター）に報告しなくてはなりません。（法第８１条第３～６項）

＜毎年度、事業所ごとに定期報告が必要な項目＞

・年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関（(財）自動車リサイクル促進センター）に引渡したフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量

・年度内に再利用をしたフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号

・年度終了の日において保管していたフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量

なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができます。(法第８２条第３項)

※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン回収業者、解体業者、破砕業者）が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（(財）自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は

① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
② リサイクル料金等の支払いの根拠
③ 関連制度への情報提供
④ 使用済自動車等に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能になり、使用済自動車等の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

（５）運搬時の義務

フロン類回収業者が、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。(法第１２２条第７項)

（６）標識の掲示を行う義務

フロン類回収業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横２０cm以上であって、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載した標識を掲げる必要があります。(法第５９条)

（７）次の届出を行う義務（法第５７条、第５９条）

① 廃業等の届出
当該事実が発生した日から３０日以内に届出

② 変更の届出　→【変更届出書［省令様式第４号］】
次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から３０日以内に届出

変更事項	添付書類
ア　個人の氏名及び住所	○　誓約書 ○　住民票の写し（又は外国人登録証明書）
イ　法人の名称及び所在地	○　誓約書 ○　登記事項証明書（法人の名称及び所在地の変更前及び変更後の内容が確認できるもの）
ウ　事業所の名称及び所在地	○　誓約書
エ　法人の役員	○　誓約書 ○　登記事項証明書（役員等が就任、退任したことが確認できるもの）
オ　法定代理人	○　誓約書 ○　住民票の写し（又は外国人登録証明書）
カ　回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収装置の種類、能力及び数 ただし、フロン類回収装置の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類を変更しない場合を除く。	○　誓約書 ○　フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類 ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちのいずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちのいずれかの写し ○　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・変更届出書に記載された項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

（８）登録の更新について

登録有効期間は５年間です。期限が到来するときは、更新申請の手続きを行うことが必要です。